

## 茨城県議会のインターネット中継映像の使用申請の流れ

### 1. 「本会議中継映像使用許可申請書」を作成してください

申請書は以下に留意し、作成してください

- ① 「申請者」の住所、氏名を記載してください。
- ② 「使用しようとする映像」には、開催された月日を記載し、その一部を使用する場合には、発言者や時間帯（○時間○分～○時間○分まで）など、特定が可能なように記載してください。
- ③ 「使用しようとする期間」には、番組の放送日、時間帯を記載してください。
- ④ 「使用目的」には、放送しようとする番組名や映像を使用する部分のストーリー構成などを記載してください。

### 2. 申請書を議会事務局へ送付してください

申請書を下記お問合せ先へ、メール又はFAXにてお送りください。

（お送りいただいた旨をお電話にてご連絡ください）

#### 【使用にあたり遵守いただきたいこと】

- (1) 法令に反する使用は行わないこと。
- (2) 申請書に記載した目的以外の使用をしないこと。
- (3) 茨城県議会の品位を損なうおそれのある使用又は茨城県議会議員の名誉を傷つけるおそれのある使用をしないこと。
- (4) 使用に際しては出所を明示すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める場合に付する条件を遵守すること。  
（『茨城県議会本会議中継映像使用許可取扱要項』第4条より抜粋）

※ ご不明な点は、下記お問合せ先までお問合せください。

#### 【お問合せ先】

茨城県議会事務局 政務調査課

住所：310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

TEL：029-301-5646

FAX：029-301-5629

E-mail：gikai@pref.ibaraki.lg.jp